



2019年5月14日

各位

上場会社名 新日本理化株式会社  
代表者 代表取締役社長執行役員 藤本万太郎  
(コード番号 4406 東証第一部)  
問合せ先 管理本部長 盛田 賀容子  
(TEL. 06-6202-6598)

## 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、2019年6月27日に開催を予定している第147回定時株主総会に下記のとおり「資本準備金および利益準備金の額の減少の件」を付議することを決議いたしました。また、本議案が承認可決されることを条件に、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却すること（以下総称して「本件」といいます。）も予定しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件の目的

当社は、2019年3月期の個別決算において88,808,605円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。

つきましては、早期の復配を実現するための体制ならびに柔軟かつ機動的な資本政策を採りうる体制を確保するために、会社法第448条第1項の規定に基づいて、

- (1) 利益準備金の額を減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替えることによる欠損の填補を行う
- (2) 資本準備金の額を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えたのち、それを原資とする自己株式の消却を行う

ことといたしました。

#### 2. 準備金の額の減少の要領

- (1) 減少する準備金の項目およびその額  
資本準備金 4,246,655,481円のうち 170,926,280円  
利益準備金 345,154,087円のうち 88,808,605円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額  
その他資本剰余金 170,926,280円  
繰越利益剰余金 88,808,605円

3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日 2019年5月14日  
(2) 株主総会決議日 2019年6月27日(予定)  
(3) 効力発生日 2019年6月27日(予定)

なお、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。

4. 自己株式の消却の要領

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式  
(2) 消却する株式の総数 722,000株

(消却前の発行済株式総数に対する割合 1.90%)

なお、自己株式の消却は、2019年6月27日開催予定の第147回定時株主総会において「資本準備金および利益準備金の額の減少の件」が承認可決されることを条件とし、その後の取締役会において正式決議となります。

(ご参考)

- ・消却後の当社発行済株式総数(含自己株式)は、37,286,906株(予定)となります。
- ・消却後の自己株式数は559株(予定)となります。

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定の振替でありますので、当社の純資産の額に変動はありません。また、当社の業績に与える影響はありません。

(ご参考) 本件実施後の当社単体純資産の構成

(単位：百万円)

	2019年3月期	準備金の減少後	自己株式の消却後
(株主資本)			
資本金	5,660	5,660	5,660
資本剰余金	4,246	4,246	4,075
資本準備金	4,246	4,075	4,075
その他資本剰余金	—	170	—
利益剰余金	256	256	256
利益準備金	345	256	256
その他利益剰余金	△88	—	—
繰越利益剰余金	△88	—	—
自己株式	△171	△171	△0
(評価・換算差額等)	1,767	1,767	1,767
その他有価証券評価差額金	1,767	1,767	1,767
純資産合計	11,760	11,760	11,760

以上